

保存期間30年

通達乙警第803号

通達乙会第282号

通達乙捜一第360号

通達乙鑑第730号

令和5年8月1日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

犯罪被害現場のハウスクリーニングに要する経費の公費負担要領の改正について
犯罪被害現場のハウスクリーニング費用の公費負担については、犯罪被害現場のハウスクリーニングに要する経費の公費負担要領の制定について（令和4年8月12日付け通達乙警第853号ほか別添）により運用してきたところであるが、この度、刑法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が令和5年7月13日に施行されたことに伴い、要領の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、犯罪被害現場のハウスクリーニングに要する経費の公費負担要領の制定について（令和4年8月12日付け通達乙警第853号ほか）は、廃止する。

記

主な改正点

別添の「犯罪被害現場のハウスクリーニングに要する経費の公費負担要領」中の「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めるなど、対象罪名等を整理した。

別添

犯罪被害現場のハウスクリーニングに要する経費の公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る専門業者への委託費用の公費負担（以下「公費負担」という。）に関し必要な事項を定め、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の精神的負担及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 公費負担の対象事件

公費負担の対象事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件で、被害者等の自宅等（茨城県内に所在し、被害者等が現に生活の本拠としているものに限る。）が犯罪被害現場となったものとする。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号。以下「法」という。）第199条）及び殺人未遂罪（法第203条）
- (2) 強盗殺人罪、強盗致死罪（法第240条）及び強盗殺人未遂罪（法第243条）
- (3) 強盗・不同意性交等致死罪（法第241条3項）
- (4) 不同意わいせつ等致死傷罪（法第181条）
- (5) 逮捕等致死傷罪（法第221条）
- (6) 傷害致死罪（法第205条）
- (7) (1)から(6)までのほか、警察署長（以下「署長」という。）が、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議の上、事案の内容、被害者等が置かれた状況等を勘案し、公費負担をする必要があると認めた事件

3 公費負担の適用除外

対象事件であっても、次のいずれかの場合は、公費負担を行わない。

- (1) 被害者等が公費負担を辞退した場合
- (2) 加害者が被害者の配偶者（内縁関係を含む。）、6親等内の血族又は3親等内の姻族である場合。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が発せられていたなど特段の事情があるときは、警務課長と協議すること。
- (3) 被害者等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していると認められる場合

- (4) 対象事件について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があったと署長が認めることにつき相当の理由がある場合
- ア 加害者に対する暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - イ 当該犯罪被害を受ける原因となった不注意な行為又は不適切な行為
 - ウ 当該犯罪行為を容認する行為
- (5) 犯罪被害の軽重を問わず、相互が対象事件の被疑者と認められる場合
- (6) (1)から(5)までのほか、公費負担をすることが社会通念上適当でないと署長が認めることにつき相当の理由がある場合

4 公費負担の額

公費負担の額は、犯罪被害現場のハウスクリーニングに要した実費とする。ただし、清掃作業（血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去等）は必要最小限度にとどめることとし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は公費負担に含まない。

5 公費負担の手続

- (1) 対象事件の発生地を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）の署長（以下「管轄署長」という。）は、当該対象事件について公費負担の必要性を認めるときは、ハウスクリーニング実施申請書（別記様式第1号）により、警務課長に申請する。
- (2) (1)の申請を受けた警務課長は、警察本部の事件主管課長及び刑事部鑑識課長と公費負担の実施等について協議する。
- (3) (2)の協議の結果、警務課長が公費負担の実施が可能であると判断したときは、管轄署長は、被害者等に公費負担の制度（以下「本制度」という。）について説明し、本制度利用の希望の有無を確認する。
- (4) 被害者等が本制度の利用を希望したときは、管轄署長は、被害者等からハウスクリーニング実施同意書（別記様式第2号）の提出を受ける。
- (5) 管轄署長は、ハウスクリーニングが終了したことを確認したときは、速やかにハウスクリーニング終了報告書（別記様式第3号）により警務課長に報告する。

6 事前の協議

署長は、公費負担の適否について疑義があるときは、警務課長と事前に協議する

こと。この場合において、必要があるときは、警務課長は警務部会計課長と協議すること。

7 会計手続

- (1) 本制度の会計手続は、管轄署において行う。
- (2) 管轄署長は、警務課長と協議の上、ハウスクリーニング業務仕様書（別記様式第4号）を用いて、ハウスクリーニング業者（以下「業者」という。）から見積書の提出を受け、適切と認められる業者を選定する。
- (3) 管轄署長は、依頼した業者がハウスクリーニングを終了したときは、ハウスクリーニング実施結果報告書（別記様式第5号）及びハウスクリーニング料金請求書（別記様式第6号）の提出を受けた上で、支払手続を行う。

8 運用上の留意事項

- (1) 被害者等が既に自己負担した部分の費用については、過去に遡って公費負担をすることはできないことに留意すること。
- (2) 清掃作業を依頼する業者の選定に当たっては、被害者等の意向を十分に尊重すること。
- (3) 犯罪被害現場でのハウスクリーニングの見積り及び実施に当たっては、被害者等及び管轄署長が指定する警察職員を立ち合わせること。
なお、警察職員が立ち会うことについて、被害者等に説明し、理解を得ること。
- (4) ハウスクリーニングの実施の有無にかかわらず、被害者等の心情に配慮し、可能な限り被害現場の復元に努め、引渡しを行うこと。
- (5) 清掃作業を依頼する業者には、個人情報、捜査情報等について保秘を徹底するよう指示すること。

発第 号
年 月 日

警 務 課 長 殿

警察署長

ハウスクリーニング実施申請書

事 件 名			
事 件 概 要			
実 施 場 所	所 在 地 名 称 清 掃 箇 所 (約 m ²)		
清掃場所の所有者	住 所 氏 名 連 絡 先 同意の有無 有 ・ 無		
引渡し(予定)日時	年 月 日	午前 午後	時 分
ハウスクリーニング の 必 要 性			
捜 査 主 任 官	階級	氏名(警電)	()

ハウスクリーニング実施同意書

ハウスクリーニング実施場所

住 所

所 有 者

氏 名

生年月日

(歳)

上記場所のハウスクリーニングを専門業者に依頼し、その費用の公費負担を希望します。

なお、私は、ハウスクリーニングに係る公費負担制度を利用するに当たり、下記の事項について同意します。

- 1 ハウスクリーニングの見積り及び実施に当たっては、当該場所の立会いを行うとともに、事件担当警察署と常時連絡可能な体制を保持すること。
- 2 清掃に必要な光熱水費を負担すること。

警察署長 殿

年 月 日

〈代 表 者〉

住 所

氏 名

発第 号
年 月 日

警務課長 殿

警察署長

ハウスクリーニング終了報告書

事 件 名					
所有者の住所 氏名・性別 生年月日	□ 男 □ 女 年 月 日生(歳)				
事 件 概 要					
清 掃 場 所					
清掃開始時間	年 月 日 時 分				
清掃終了時間	年 月 日 時 分				
清 掃 業 者 名					
支 払 予 定 金 額					
担 当 者 名	<input type="checkbox"/> 刑事課 <input type="checkbox"/> 課	階級		氏名(警電)	()
立 会 者 名	<input type="checkbox"/> 刑事課 <input type="checkbox"/> 課	階級		氏名(警電)	()

ハウスクリーニング業務仕様書

1 業務の場所

犯罪被害現場

2 期間

契約締結の日から7日間

3 立会い

犯罪被害現場でのハウスクリーニングの見積り及び実施に当たっては、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）並びに警察職員が立ち会う。

4 業務の内容

(1) 清掃業務対象範囲

犯罪被害現場となった室内及びその付近の床、壁、家具等で、被害者等からあらかじめ同意を受けた範囲とする（別途図面等を添付する。）。

(2) 清掃対象となる汚れ等

血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去とする。

(3) その他

ア 高所作業をする際の安全設備は、受託者の負担とする。

イ 業務の内容は、本仕様書によることとし、仕様書に記載されていない事項は、被害者等と協議する。

5 作業に使用する材料、機械、器具等

(1) 作業に使用する材料、機械、器具等については、品質良好なものを使用し、受託者の責任において整備すること。

(2) 使用する資機材、洗剤等は、分解性の高い、化学物質の含有量が低い環境汚染の少ないものを使用すること。

(3) 清掃に必要な一切の光熱水費は、被害者等の負担とするが、受託者は効率的に使用すること。

6 使用資機材等の報告

清掃に使用する資機材等は、あらかじめ被害者等に連絡すること。

7 清掃業務の報告及び確認

- (1) 清掃業務終了後、速やかに「ハウスクリーニング実施結果報告書」を作成し、当該管轄署の長（以下「署長」という。）に報告すること。
- (2) 署長及び被害者等は、作業の実施状況を検査し、手直しを命ずることができる。手直しに生じた経費は、受託者の負担とする。
- (3) 清掃作業員の安全・衛生管理は、労働関係法令に定めるものとする。
- (4) 犯罪被害現場等の材質を十分把握・検討の上、最適の方法で清掃すること。
清掃により変色、毀損等が生じた場合に係る経費については、受託者の負担とする。

8 一般事項

作業の実施に当たっては、被害者等の生活に支障のないように十分注意して実施し、作業上での衛生及び特に火気取扱いは、慎重に行うこと。

犯罪被害現場となった部屋によっては、精密な機械を備え付けている可能性もあることから、衝撃、ごみ、火気、湿気等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、次の項目に十分注意して実施すること。

- (1) ごみを飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類を機械等に当てないこと。
- (3) 引火性・可燃性液体等の使用に当たっては、機械の故障、火災等のおそれがあるので注意すること。
- (4) 水の使用に当たっては、十分注意し、機械等に飛散させないこと。
- (5) その他細部については、被害者等の指示を受けること。

9 秘密の保持

委託業務の実施に際して知り得た個人情報、捜査情報等の秘密を第三者に漏らしはならない。この契約の終了後又は解除後も、同様とする。

年 月 日

警察署長 殿

実施業者
住 所 (所在地)
電話番号
氏 名 (施設名・代表者名)

ハウスクリーニング実施結果報告書

作 業 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 から
	年 月 日 午前・後 時 分 まで
作 業 場 所	茨城県

作 業 項 目	作 業 内 容
1 床の清掃	
2 床以外の清掃	
3 異臭の除去	

※ 作業項目が追加する場合は、適宜行数を増やすこと。

年 月 日

警察署長 殿

住 所（所在地）

電話番号

氏 名（施設名・代表者名）

ハウスクリーニング料金請求書

次のとおり、ハウスクリーニング料金を請求します。

請求金額 _____ 円

（振込先）

振込先	金融機関名	支店（店舗名）
口座種別	当 座 ・ 普 通	
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	氏 名	

※ 本請求書の記載内容が確認できる書類があるときは、当該書類を本請求書に代え、又は請求書に添付することができる。